

新型コロナウイルス感染症により死亡した
檀信徒の寺院での葬送儀礼厳修ガイドライン
Ver.2.0 暫定版

宗侶は次項の見識を深め、宗教者として正しい行動を取らなければならない。

- ① 念仏の信心を深め、あらゆる人々の身体的・心理社会的・スピリチュアルな健康、現在闘病中の人々の回復、亡くなられた人々への弔いの祈りを捧げ続ける。
- ② 新型コロナウイルス感染症の科学的知見を絶えず収集し、正しい知識を持ち、安易な思い込みやデマに惑わされないように努める。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大による差別や偏見に対して、毅然とした態度を取り、人権保護に努める。
- ④ 檀信徒・地域住民の健康促進のため、有益な情報を発信するように努める。
- ⑤ 檀信徒の信仰の自由と感染拡大防止措置のバランスをとり、日常の法務、葬送儀礼等について、細心の注意を払うよう努める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症により死亡した檀信徒の葬送儀礼について、正しい知識と関係部署（行政・保健所・葬儀社等）との緊密な連携のもと、ご遺族の意向に最大の配慮をするよう努める。

はじめに — 本ガイドラインの目的 —

本ガイドライン作成の目的は、次の5点である。

- 1) 宗侶が「うつらない」「うつさない」ための正しい知識を持ち、行動をするため
- 2) 宗侶自身が健康状態を把握し、感染した場合の重篤化リスクについて考え、自身の命を守るため
- 3) 市中の葬儀社等が葬儀の請負を拒否したり、過剰な制限のもとで本来行えるべき儀礼が行えない場合の檀信徒の葬送儀礼に関する信仰の自由を最大限保護するため
- 4) 葬送儀礼を実施する際、ご遺族、葬儀社、寺族等、関連する人への集団感染を防止するため
- 5) 本感染症は、闘病中の面会ができない「さよならのない別れ」となり、いわゆる「コロナ差別」のスティグマを負う可能性も否定できない社会情勢のなかで、遺族の悲嘆は深いものとなることが予想される。そのため、葬送儀礼での「お別れ」をする尊厳を最大限保護するため

1. 本堂での通夜・葬儀の実施の事前確認事項

(1) 実施可能かどうかの精査

自坊本堂での通夜・葬儀の実施が可能かどうかについて、次の項目について検討する。

① 住職・寺族への健康保護、感染リスク対策は可能か

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重篤化するリスクに高齢・基礎疾患の有無が報告されている。但し、若年の基礎疾患のない死亡例も他国では報告されており、治癒したとしても、肺炎による後遺症等、その後の生活の質に大きな代償を受けることも考えなければならない。そのため、儀礼を厳修する宗侶が自身の健康と命を守るために実施可能かどうかを検討する必要がある。

また、寺族への感染拡大を防止するため、寺族の役割を制限することなども検討する必要がある。

- ② 協力をお願いする（あるいは寺院へ依頼のある）葬儀社の対応は、法律・厚労省・保健所等の遺体搬送の知識・技術のもと行われているかどうか

本堂での葬送儀礼を実施する場合、出来る限り、事前に親しい葬儀社と緊密に話をし、事前準備を整えておくことが望ましい。

檀信徒が選択した葬儀社である場合の本堂使用を許可するかどうかについて、事前に決定しておく必要がある。

- ③ 檀信徒、寺族への理解は得られているか

いわゆる「コロナ差別」が社会問題化しつつあるなか、新型コロナウイルスによる死亡者の葬送儀礼を執り行った場合の地域への理解不足が、思わぬストレスを生む可能性も否定できない。宗侶はよくても、檀信徒や寺族が受ける被害も想定する必要がある。そのためにも、事前の万全の準備、檀信徒・寺族への説明と理解・同意を丁寧に進める必要がある。

(2) 事前準備のチェックリスト

葬儀を執り行うことが可能かどうかを検討し、以下の対策ができているかを確認する。

- ア、新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解を持っている
- イ、感染症対策品が常備できている（70%以上のアルコールを含む手指用消毒剤、使い捨て手袋等）
- ウ、寺族・総代等、周辺の方の理解を得る
- エ、感染症対策をしている葬儀社との事前打合せを行い、協力関係を構築する
- オ、法務に従事する住職・副住職の感染時のリスクを考慮し、体調管理を行う
- カ、万一の感染時のための「家族内感染」を防ぐ対策を作成する
- キ、通夜・葬儀の注意事項を喪主に説明し、了解を得る

2. 当山の実施マニュアル

（当山の家庭環境上、高齢者との同居、家人に医療従事者がいること、未就学児がいることを考慮し、家庭内感染のリスク回避を徹底）

2-1 ご遺族の参列が可能なケース

- ① 庫裡と客殿・本堂とをゾーニングし、通夜・葬儀全般を住職一人が対応する。（寺族は掃除も含め、関わらない）
- ② 出入り葬儀社との事前打合せ（出来ることの合意形成）を行う。
- ③ 住職は、施行後、寺族との接触を出来るだけ少なくし、家庭内感染対策を徹底する。
- ④ 喪主・遺族が、死亡者との最後の接触が2週間以上経過していることを確認する。（2週間が経過していない場合は、後日葬を検討する）
- ⑤ 参列者は、極力10人程度以内とする。
- ⑥ 参列者の会食は認めず、通夜後、帰宅をお願いする。（「寝ずの晩」、宿泊は原則禁止）
- ⑦ 原則、枕経・通夜・葬儀と執り行うが、場合によっては、簡素化した形式も許容する。
- ⑧ 参列者には、後日の体調異変があれば、必ず連絡を入れてもらうようお願いする。（特に2日間以内に発熱や喉の痛みなどの症状が出た場合）

2-2 ご遺族の出席が難しいケース

喪主となるべき方、ご家族等、近親者が濃厚接触者のため自宅待機期間中であるケース、あるいは、感染により入院加療中であるケースなどの場合。

- ① 祭壇を組まずに、堂内にて住職のみ（場合によっては、親族の一部も参列する形）で枕経・通夜・葬儀を執り行う
- ② ご遺族の状況を見て、「後葬」（お骨葬）という形で、葬送儀礼を行う
- ③ 上記②の実施においても、参列者は10人程度までに留め、2-1に準じて執り行う
- ④ 堂内のオンライン環境を早急に整備し、整い次第、上記①を動画配信できるように準備する。

参考「家庭内感染防止策例」（葬儀執り行い後、おおよそ2週間の措置）

- 食事を分けて、同一時間・場所で会食しない
- 同じコップやペットボトルの回し飲みをしない
- トイレ使用を分ける
- お風呂は最後に入る
- 寝室は家族と分ける
- 子どもとの接触を最低限にする（常にマスク着用のうえ）

2-3 堂内葬儀執り行い後について

1) 環境除菌消毒

堂内・座敷等、使用したものや環境はアルコール消毒を実施。

2) 法務について

- ▶ 堂内葬儀を執り行った後、4日以内（※）の寺式法務については、施主に連絡をし、相談をする。
※ ウイルスが物質に付着した際の生存期間の最長報告（プラスチックでは72時間）などのデータを参考にした
- ▶ 家庭内は「家庭内感染防止策」に準じて、2週間程度実施
- ▶ 法務については、原則、翌日から当山の策定した「月参りにおける感染症対策」に準じて、檀信徒との濃厚接触を避ける形で実施
- ▶ ただし、参列者にその後の発熱等の症状が出た報告があった場合、すべての法務を一時停止し、保健所への相談を行う。濃厚接触者と判断された場合、保健所の指示のもと自宅待機とする。

3. 感染症による死亡者への対応事例

(1) 遺体搬送

遺体は非透過性納体袋に納められる。納体袋に納められた遺体からは感染しないので、基本的には、マスクと手袋での対応が可能であり、透明な納体袋であれば、顔を見ることは可能である。過度に、棺に納められた遺体を恐れる必要はない。ただし、棺等に触れる場合は、マスク・手袋（ニトリル制）を着用し、すぐに手指アルコール消毒すること。

現在、棺を抱きしめることができたという事例がある一方、遺体との対面も許されない、という事例

も報告されている。神戸市は、遺体の顔を見ることができる透明の非透過性納体袋を用意している。

(2) 火葬・拾（収）骨・葬送儀礼

指定感染症に指定されて本感染症死亡者は、24時間以内の火葬が可能となるだけであり、必須ではない。しかしながら、24時間以内の火葬（直葬）が行われ、拾（収）骨できないケースが報告されている。例えば、東京では、家族は「濃厚接触者」という理由で、拾（収）骨同席を認めておらず、火葬も最後の時間帯にしているとのこと。

大阪市内は、鶴見斎場の時間外での火葬のみとし、遺族・宗教者の立ち会いは禁止する旨の通達が、葬儀社組合の協会員に通達されている。

厚生省は、葬送儀礼については、遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある、としており、通例の葬儀を執り行った事例もあれば、志村けん氏のような遺体との対面どころか、拾（収）骨もできなかった事例も報告されている。

4. 知っておきべき法律とリスク

(1) クラスタが発生した場合

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条により、当該施設が都道府県知事の命令で消毒対象になることがある。

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(2) 感染症死亡者の葬儀実施への不当な妨害行為

寺式で行うことによるリスクとして、風評被害は無視できない。しかし、不当な妨害行為等は、警報によって罰せられるものであることを知っておくことが重要である。つまり、宗教者は毅然とした態度で、葬送儀礼を執り行い、遺族の意向に沿う努めがある。

不当な妨害活動や嫌がらせを受けた場合、その行為は、刑法第188条により、葬儀を妨害した者は罰せられる。

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第 188 条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、6 月以下の懲役若しくは禁固又は 10 万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、1 年以下の懲役若しくは禁固又は 10 万円以下の罰金に処する。

[参考資料]

- 伊藤茂編著『遺体管理の知識と技術 ―エンゼルケアからグリーンケアまで』中央法規、2013 年
- 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 浄土宗「新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方の葬儀式等について法要等の執行にあたってのガイドライン (令和 2 年 4 月 9 日発信)」
<https://jodoshu.net/infomation/6644/>
- 法儀司・大澤亮我上人作成「新型コロナウイルスに感染して死亡者への対処について」
(浄土宗内ホームページ <https://jodo.or.jp/>)
- 松本紹圭師 note 4 月 10 日記事「WHO : CIVID-19 の文脈における宗教指導者と信仰に基づくコミュニティのための実践的な考察と提言 (中間ガイダンス) 2020 年 4 月 7 日」
https://note.com/shoukei/n/n4d0886a17424?fbclid=IwAR23i7iDVJ5jh0ptCTzw28FAPa_EY1en0qh5cXZLSykqDaRIjHZFuu1HBb8

[改定歴]

- 4 月 14 日 Ver.1 暫定版作成
- 4 月 15 日 Ver.1.5 暫定版に修正
- 4 月 22 日 Ver.2.0 暫定版の誤字修正・一部加筆